

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

## 目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	6
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	9
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	14
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	16
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	18
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	19
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	24
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	29
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	36
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	41
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	47
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	52
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	53
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	56
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	57

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(10)の2 上場申請に係る内国株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)</u>について、<u>上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第20条の3に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第6号まで、<u>第8号及び第10号の2</u>に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し</p> <p>a から d まで<u>及び i</u>に規定する書類については各2部、e から h までに規定する書類については各1</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者</p> <p>a 前項第1号から第6号まで<u>及び第8号</u>に掲げる書類</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し</p> <p>a から d までに規定する書類については各2部、e から h までに規定する書類については各1部。た</p>

部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a～h（略）

i 内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）

(6)～(8)（略）

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(2) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

(3) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」

ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a～h（略）

（新設）

(6)～(8)（略）

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 1年を1事業年度とする新規上場申請者について、上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度が開始した日以後6か月に関し、当取引所が定める事項を記載した「上場申請のための半期報告書」

(2) 上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度に関し、当取引所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」（セントレックスへの新規上場申請者にとっては、当該「上場申請のための有価証券報告書」及び翌事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類）

(3) セントレックスへの新規上場申請者である場合において、次のaからcまでのいずれかに該当するとき

当該aからcまでに規定する書類

a 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類

b 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過し、9か月を経過していない場合（新規上場申請者が次項ただし書の規定の適用を受ける外国会社である場合に限る。）

当該事業年度の第2四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類

c. 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。））にあつては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第5号又は前項第2号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をい

対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8 新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第6項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあつては、「中間監査概要書」を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。

9～11 （略）

（適時開示に係る宣誓書等）

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) （略）

(2) 第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（当取引所が定める部分に限る。）、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他当取引所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

（上場市場の変更）

第12条の3 （略）

2・3 （略）

4 第3条第2項（第1号、第5号、第6号の2から第10号まで及び第11号に限る。）及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規

う。以下同じ。）

8 新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、前項に規定する監査又は中間監査（第6項第1号の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」又は「中間監査概要書」各1部を提出するものとする。

9～11 （略）

（適時開示に係る宣誓書等）

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) （略）

(2) 第3条第2項第5号又は第6項第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（当取引所が定める部分に限る。）、同条第6項第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」その他当取引所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

（上場市場の変更）

第12条の3 （略）

2・3 （略）

4 第3条第2項（第1号、第5号及び第6号の2から第11号までに限る。）及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中

定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第2項第10号の2、同条第3項第1号aの規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>無限定の結論</u>」(特定事業会社にあつては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>d <u>上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。</u></p> <p>(a) <u>最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。</u></p> <p>(b) <u>最近1年間に終了する事業年度に係る内部統</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b (略)</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における<u>中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(9)・(10) (略)

(10)の2 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

(11)・(12) (略)

2・3 (略)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)~(3)の2 (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

d 上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(9)・(10) (略)

(新設)

(11)・(12) (略)

2・3 (略)

(セントレックスへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)~(3)の2 (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。)及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

(新設)



(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(5) (略)

2・3 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項(第10号の2を除く。)及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第10号の2(第4条第3項、第6条第1項第5号及び同条第3項による場合を含む。)の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

(5) (略)

2・3 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と読み替えるものとする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ad (略)</p> <p>ae 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。)をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動</p> <p>af 財務諸表等又は<u>四半期財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>ag～ai (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は<u>四半期会計期間</u>の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、第4項、第5項及び第9項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ad (略)</p> <p>ae 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>に記載される財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。)をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動</p> <p>af 財務諸表等又は<u>中間財務諸表等</u>に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>ag～ai (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～p (略)</p> <p>q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は<u>中間会計期間</u>の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品</p>

品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社がある有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

r・rの2 (略)

s 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨(特定事業会社にあっては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載されることとなったこと。

uの2 内部統制報告書に添付される内部統制監査

取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社がある有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

r・rの2 (略)

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記載されることとなったこと。

(新設)

報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

v・w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

(削る)

(削る)

4 (略)

5 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第7項の規定に準じて開示を行うものとする。

6 (略)

7 (略)

(当取引所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、当取引所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認め、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

v・w (略)

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算(セントレックスの上場外国会社(監査証明府令第1条の3に規定する者に限る。))にあっては、事業年度又は連結会計年度に係る決算に限る。)の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

2・3 (略)

4 上場会社(セントレックスの上場会社を除く。)は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

5 セントレックスの上場会社は、第1四半期及び第3四半期(上場外国会社(監査証明府令第1条の3に規定する者に限る。))である場合には、第1四半期、第2四半期及び第3四半期)における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該上場会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

6 (略)

7 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。

8 (略)

9 (略)

(当取引所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、当取引所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認め、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 (略)

2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項又は第3項に該当した場合は、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 (略)

第10条及び第11条 削除

(単元株式数の変更等)

第20条の3 上場内国株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議(委員会設置会社については、執行役の決定を含む。)を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第20条の3の規定は、この改正規定の施行の日以後に同条に掲げる取締役会決議を行う発行者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日から起算して1年以内に開始する事業年度における

第5条 (略)

2 上場会社は、第2条第1項(第1号を除く。)及び第2項から第5項までのいずれかに該当した場合は、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第10条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

第11条 削除

(新設)

四半期報告書に関する改正後の第2条第1項第2号tの規定の適用については、同t中「第24条の4の7第1項に定める期間内」及び「当該期間内」とあるのは「第24条の4の7第1項に定める期間の最終日の翌日から起算して15日を経過する日まで」とする。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 上場会社が、最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>四半期会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b 上場会社の最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における<u>四半期会計期間</u>及び各連結会計年度における<u>四半期連結会計期間の四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「<u>無限定の結論</u>」若しくは「<u>除外事項を付した限定付結論</u>」(特定事業会社にあっては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」及び「<u>除外事項を付した限定付意見</u>」を含む。)が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>c <u>次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。</u></p> <p>(a) <u>最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。</u></p> <p>(b) <u>最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</u></p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 上場会社が、最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における<u>中間会計期間</u>若しくは各連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b 上場会社の最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における<u>中間会計期間</u>及び各連結会計年度における<u>中間連結会計期間の中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「<u>除外事項を付した限定付適正意見</u>」又は「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見</u>」若しくは「<u>除外事項を付した限定付意見</u>」が記載されていること。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 (略)



株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を含む。)を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(<u>天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内</u>)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>四半期財務諸表等</u>に添付される<u>四半期レビュー報告書</u>において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(当取引所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、<u>四半期レビュー報告書</u>については「否定的結論」又は「<u>結論の表明をしない</u>」旨(特定事業会社の場合にあっては、「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見</u>」又は「<u>意見の表明をしない</u>」旨を含む。)が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p> <p>(12)~(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>の提出遅延</p> <p>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>を含む。)を添付した有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p> <p>(11) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は<u>中間財務諸表等</u>に添付される<u>中間監査報告書</u>において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(当取引所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、<u>中間監査報告書</u>については「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見</u>」又は「<u>意見の表明をしない</u>」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p> <p>(12)~(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>

日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条第1項第10号かっこ書に掲げる事由については、この改正規定の施行の日以後に提出する有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第2条第1項第10号（第2条第2項本文、第2条の2第1項第5号及び第2条の2第2項第3号による場合を含む。）の規定の適用については、同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は法第24条の5の2第1項による場合を含む。))の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあっては、当該確認書の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書<u>又は半期報告書</u>を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書<u>又は半期報告書</u>に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面(当該有価証券報告書<u>又は半期報告書</u>に、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株及び受益証券を除く。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)~(h) (略)</p> <p>(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は<u>四半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに<u>内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。</u></p> <p>(削る)</p> <p>ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。</p> <p>(j)~(p) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株及び受益証券を除く。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)~(h) (略)</p> <p>(i) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は<u>半期報告書</u>について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお<u>内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。</u></p> <p>ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお<u>内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。</u></p> <p>ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。</p> <p>(j)~(p) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a) (略)

(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(削る)

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(c)~(d) (略)

b (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a)~(f) (略)

(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a) (略)

(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日以降に行ったとき。

ハ 当該最終日から起算して8日目の日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(c)~(d) (略)

b (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a)~(f) (略)

(g) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大臣等に提出していない場合において、当該最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日まで

(削る)

□ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出し  
なかつたとき。

b (略)

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポ  
ストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)ま  
でに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に  
該当するかどうかを認定した日までとする。ただ  
し、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)  
に定める日から1年を超えることとなるときは、  
当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引  
所が定める日までとする。

(a)~(c) (略)

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該開示を行った  
日とし、同(i)□に該当した場合は、当該最終日  
の翌日とする。

(e) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)、(b)又は  
(c)に定める日又は時から当取引所が受益証券特例  
第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除  
く。)に該当するかどうかを認定した日(当取引  
所が必要と認める場合は、当該日の当取引所がそ

に行っているとき。

□ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定  
める期間の最終日を超えてもなお内閣総理大  
臣等に提出していない場合において、当該最  
終日から起算して8日目の日までに提出でき  
る見込みのない旨の開示を、当該最終日以降  
に行ったとき。

Ⅷ 当該最終日から起算して8日目の日までに  
内閣総理大臣等に提出しなかつたとき。

b (略)

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポ  
ストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)ま  
でに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に  
該当するかどうかを認定した日までとする。ただ  
し、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)  
に定める日から1年を超えることとなるときは、  
当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引  
所が定める日までとする。

(a)~(c) (略)

(d) 前条第1号aの(i)の場合

同(i)イに該当した場合は、当該最終日の翌日  
とし、同(i)□に該当した場合は、当該開示を  
行った日の翌日とし、同(i)Ⅷに該当した場合  
は、当該8日目の日の翌日とする。

(e) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)、(b)又は  
(c)に定める日又は時から当取引所が受益証券特例  
第10条第1項各号又は第2項各号(第3号を除  
く。)に該当するかどうかを認定した日(当取引  
所が必要と認める場合は、当該日の当取引所がそ

の都度定める時)までとする。

(a) (略)

(b) 前条第3号aの(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(b)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(c) (略)

b (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a)~(f) (略)

(g) 前条第4号aの(g)の場合

同(g)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(g)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

b (略)

(5) (略)

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、当取引所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)イに該当した場合、同項第3号aの(b)に定める前条第3号aの(b)イに該当した場合又は同項第4号aの(g)に定める前条第4号aの(g)イに該当した場合

当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(3) (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同

の都度定める時)までとする。

(a) (略)

(b) 前条第3号aの(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(b)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(b)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

(c) (略)

b (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a)~(f) (略)

(g) 前条第4号aの(g)の場合

同(g)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(g)ロに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(g)ハに該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b (略)

(5) (略)

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、当取引所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)ロに該当した場合又は同項第4号aの(g)に定める前条第4号aの(g)ロに該当した場合

当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(3) (略)

日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の改正後の第7条第1項第1号aの(i)イ及びロ、同項第3号aの(b)イ及びロ、同項第4号aの(g)イ及びロ、第8条第1項第1号aの(d)、同項第3号aの(b)及び同項第4号aの(g)の規定は、この改正規定の施行の日以後に提出する有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第7条第1項第1号aの(i)、同項第4号aの(g)、第8条第1項第1号aの(d)及び同項第4号aの(g)の規定の適用については、これらの規定中「最終日」及び「当該最終日」とあるのは「最終日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。



制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>株主の数(所有する株式の数の多い順に10名の株主(株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)に規定する明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下「株主数」という。)が、1,100人以上であるとき。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1(2)b又は(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い3(3)cにおいて準用する場合を含む。)及び3(3)bに定める期間内に</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</u></p> <p><u>a 少数特定者持株数(所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。)を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の75%以下であるとき。</u></p> <p><u>b 株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、1,100人以上であるとき。</u></p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b並びに株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い3(3)cにおいて準用する場合を含む。)及び3(3)bに定める期間内にある銘柄以</p>

ある銘柄以外の銘柄であるとき。

(8)～(10) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)から(f)、同d及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号に規定する株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)並びに同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで」とあるのは「審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「最近の基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

外の銘柄であるとき。

(8)～(10) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで」とあるのは「審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「最近の基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と、「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 株主数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が9,500単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株主数が、600人に達しないとき。

(削る)

(削る)

(3)・(4) (略)

2 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)から(e)並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)gの規定は、前項第2号に規定する株主数について準用する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)c中「2万単位」とあるのは「9,500単位」と、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が9,500単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 少数特定者持株数が、上場株式数の80%を超えるとき。

b 株主数が、600人に達しないとき。

(3)・(4) (略)

2 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)gの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)c中「2万単位」とあるのは「9,500単位」と、株券上場審査基準の取扱い2(2)a

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1(2)k並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)hからjまでの規定は、第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

平成6年8月3日改正付則

1～4 (略)

(削る)

5 第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しから適用する。

の(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d及びk並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)hからjまでの規定は、第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

平成6年8月3日改正付則

1～4 (略)

5 第2条第1項第2号c、第3条第1項第3号c、第5条第1項第2号c及び第6条第1項第2号cに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。)及び役員を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株)以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

6 第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しから適用する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、平成20年5月1日以降に選定の日が到来する銘柄から適用する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」は、<u>開示府令第8条第2項に規定する「第2号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。</u></p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書（ の部）」は、<u>「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第8条第2項に規定する「第2号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当</u></p>

b ~ g (略)

(3) (略)

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」各2部

この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第7項及び第8項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b ~ cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近2年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請

該様式に準じて記載するものとする。

b ~ g (略)

(3) (略)

(4) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。

a 最近1年間に終了する事業年度の中間会計期間に係る「上場申請のための半期報告書」2部

この場合において、当該「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて中間監査報告書及び中間監査概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社に限る。）の当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとする。

b ~ cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近2年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が

者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

dの2～o (略)

(5)・(6) (略)

5 第3条(新規上場申請手続)第6項関係

(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。

(2) 新規上場申請者が外国会社(四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

dの2～o (略)

(5)・(6) (略)

5 第3条(新規上場申請手続)第6項関係

(1) 第1号に規定する「上場申請のための半期報告書」は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第5号様式」又は同項第3号に規定する「第10号様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、半期報告書の写しで足りるものとする。

(2) 新規上場申請者が外国会社(継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、前(1)に定める「上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第74条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(3) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」は、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」に準じて作成するものとする。

(4) 第2号に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」には、上場申請日の属する事業年度に係る会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時株主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

(5) 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2の3の規定は、第2号及び第3号の規定による四半期財務・業績の概況を記載した書類の提出について準用する。この場合において、当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に



6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(2)（略）

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2(2)dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

b 前aの規定にかかわらず、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

7 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

掲げる四半期財務諸表等について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2の3(3)に規定する公認会計士等による別添「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続又はこれに相当すると認められる意見表明のための手続を実施した場合は、当該公認会計士等による意見表明のための報告書を添付するものとする。

6 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 第7項に規定する「監査報告書又は中間監査報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しで足りるものとする。

(2)（略）

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載する次の財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2(2)dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）

(b) 前(a)の規定にかかわらず、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

b 第6項第2号の規定により提出される「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

7 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) (略)

(2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「四半期レビュー概要書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前6(1)の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

#### 8 第3条(新規上場申請手続)第11項関係

(1) 第11項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2(4)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

ただし、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

(2)・(3) (略)

#### 10の3 第7条の4(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1)~(3) (略)

(4) 第2号に規定する「当取引所が定める書類」とは、2(4)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

#### 18 第13条(所属部の指定又は指定替え)関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3

第8項に規定する「監査概要書」及び「中間監査概要書」については、次の取扱いによるものとする。

(1) (略)

(2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 「監査概要書」又は「中間監査概要書」は、前6(1)の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。

#### 8 第3条(新規上場申請手続)第11項関係

(1) 第11項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a・b (略)

c 2(4)aに規定する「上場申請のための半期報告書」

ただし、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

(2)・(3) (略)

#### 10の3 第7条の4(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1)~(3) (略)

(4) 第2号に規定する「当取引所が定める書類」とは、2(4)aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

#### 18 第13条(所属部の指定又は指定替え)関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3

条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上(上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年以上)を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書(直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。)を添付するものとする。

f～h (略)

(2)・(3) (略)

### 別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)dの規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1.・2. (略)

3. 目的

この基準は、公認会計士等が、対象となる結合財務

条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上(上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1項第6号a及び第7号に適合していない場合は、3年以上)を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書(直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。)を添付するものとする。

f～h (略)

(2)・(3) (略)

### 別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

当取引所は、新規上場申請者が2(4)dの規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1.・2. (略)

3. 目的

この基準は、公認会計士等が、対象となる結合財務

情報に関する書類に、一般に公正妥当と認められる監査又は四半期レビューの基準に準拠した監査又は四半期レビューの場合に比して限定的な意見表明を実施することを目的とする。

#### 4．意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続を、以下のとおり実施する。

(1) 結合財務情報が、結合対象会社の財務諸表等又は四半期財務諸表等を基礎として作成されていることを確かめる。

(2) 結合対象会社の財務諸表等又は四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを、各監査報告書又は各四半期レビュー報告書等により確かめる。

(3)～(6) (略)

#### 5．報告書の記載事項

公認会計士等は、結合財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 報告書が、結合財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査又は四半期レビューの基準に準拠した監査又は四半期レビューに基づく監査意見又は四半期レビューの結論を述べるものではない旨

(5) (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

情報に関する書類に、一般に公正妥当と認められる監査又は中間監査の基準に準拠した監査又は中間監査の場合に比して限定的な意見表明を実施することを目的とする。

#### 4．意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続を、以下のとおり実施する。

(1) 結合財務情報が、結合対象会社の財務諸表等又は中間財務諸表等を基礎として作成されていることを確かめる。

(2) 結合対象会社の財務諸表等又は中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを、各監査報告書又は各中間監査報告書等により確かめる。

(3)～(6) (略)

#### 5．報告書の記載事項

公認会計士等は、結合財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 報告書が、結合財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査又は中間監査の基準に準拠した監査又は中間監査に基づく監査意見又は中間監査意見を述べるものではない旨

(5) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。</p> <p>(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14dの規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供するこ</p>	<p>1 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者が親会社等(親会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。)及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 次のイ又はロに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。</p> <p>(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15dの規定に基づき当取引所に提出する書類を当取引所が公衆の縦覧に供するこ</p>

と。

(ロ)・(ハ) (略)

e (略)

(3)・(4) (略)

## 2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1)~(5) (略)

(6) 利益の額

a~g (略)

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が持株会社であつて、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

i~l (略)

(7) (略)

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2、第24条の4の7及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発

と。

(ロ)・(ハ) (略)

e (略)

(3)・(4) (略)

## 2 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1)~(5) (略)

(6) 利益の額

a~g (略)

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社)が持株会社であつて、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

i~l (略)

(7) (略)

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又は

が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第8号cに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

e～g (略)

(9)・(10) (略)

(10)の2 単元株式数

第10号の2に規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第10号の2に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。

(11) (略)

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a)～(d) (略)

(削る)

c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年

これらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第8号cに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は中間監査報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていない場合をいうものとする。

e～g (略)

(9)・(10) (略)

(新設)

(11) (略)

5 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a (略)

b 第2号関係

(a)～(d) (略)

(e) 新規上場申請者が、四半期における財務・業績の概況を、適時、適切に開示することができる状況にあること。

c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年

度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<sup>14</sup>dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

e (略)

(2)・(3) (略)

#### 6 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第1項関係

(1)~(3)の2 (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号bに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書(「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公

度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い<sup>15</sup>dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

e (略)

(2)・(3) (略)

#### 6 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第1項関係

(1)~(3)の2 (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号bに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書(「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意



認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の2(10)の2の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

見」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部  
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第1条の2（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第6項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。）を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口又は5(1)dの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社</p>	<p>1 第1条の2（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等）第2項関係</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>1の3 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 上場会社が親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。）を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等（株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口又は5(1)dの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)（aからc列記部分を除く。）において同じ。）が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期</p>

である場合には、四半期累計期間)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)に係る決算の内容が定まったこと。

(4) (略)

(削る)

(削る)

#### 2の2 第2条(会社情報の開示)第7項関係

第7項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)~(5) (略)

間に係る決算の内容が定まったこと。

(4) (略)

#### 2の2 第2条(会社情報の開示)第4項関係

第4項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場会社の属する企業集団(当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社)の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。

#### 2の3 第2条(会社情報の開示)第5項関係

(1) 第5項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社(外国会社を除く。))にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書とし、外国会社にあつては、四半期に係る財務書類とする。以下「四半期財務諸表等」という。)を記載することを要するものとする。

(2) 前(1)の四半期財務諸表等は、原則として、企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じて作成するものとする。

(3) (1)に掲げる四半期財務諸表等については、公認会計士等による別添「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続又はこれに相当すると認められる意見表明のための手続の実施に努めるものとする。

#### 2の4 第2条(会社情報の開示)第9項関係

第9項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。

(1)~(5) (略)

2の3 第4条（開示内容の変更又は訂正）関係

第1項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第2条又は第3条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)～(5)（略）

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからcまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからcまでに定めるところにより行うものとする。

a～c（略）

（削る）

(7)（略）

（削る）

2の5 第4条（開示内容の変更又は訂正）関係

第1項に規定する「変更又は訂正すべき事情が生じた場合」には、上場有価証券の発行者が第2条又は第3条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合を含むものとする。

5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1)～(5)（略）

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

a～c（略）

d 第2条第5項に該当した場合（四半期財務諸表等につき公認会計士等による2の3(3)の規定に基づく意見表明のための手続を実施した場合に限る。）

四半期財務・業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表等につき公認会計士等による2の3(3)の規定に基づく意見表明のための報告書

提出を受けた後直ちに

この場合において、セントレックスの上場会社は、当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(7)（略）

11 第10条（有価証券報告書等の適正性に関する確認書）関係

(1) 第10条に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第10条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

(削る)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

15の2 第15条の2 (準用規定) 関係

別添 四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準

当取引所は、セントレックスの上場会社(以下「会社」という。)が行う四半期における財務・業績の概況の開示の適正性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

#### 1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続(以下「意見表明等」という。)は、会社の監査人である公認会計士又は監査法人(以下「監査人」という。)が実施するものとする。

#### 2 対象となる四半期財務諸表の範囲

意見表明等の対象となる四半期財務諸表は、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社の場合は、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書)とする。

#### 3 目的

監査人は、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的と

して意見表明等を実施する。

#### 4 意見表明に要する手続

監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的とした意見表明のための手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 会社の業務及び会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 会社の内部統制の整備状況及び直近決算日（中間決算日を含む。）後の重要な変化についての質問
- (3) 会社が採用している会計処理の原則及び手続の内容、これらの変更の有無並びに新たな会計処理の原則及び手続の採用の有無に関する質問
- (4) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、四半期財務諸表の合理性を確かめる分析的手続
- (5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
- (7) 対象とした四半期財務諸表についての経営者による確認書の入手

#### 5 報告書の記載事項

監査人は、四半期財務諸表に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象となった四半期財務諸表の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査基準に準拠した監査に当って採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 報告書によって表明される意見が、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的な保証を与えるものである旨
- (5) 報告書が会社の四半期財務諸表に対して、一般的に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の

基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

(6) 意見表明のための手続の結果、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を示していないと認められる事項がなかったかどうかに関する意見（重要な意見表明に要する手続が実施されなかったこと等の理由により、当該有用な情報を表示していないと認められる事項がなかったかどうかについての判断を行うことができない場合にあっては、意見の表明を差し控える旨及びその理由）

(7) 会社と監査人との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(指定の特例)関係</p> <p>(1)~(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る第2四半期会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。)のうち最低の価格をいう。)に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であること」とあるのは「1(5)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。</p> <p>d (略)</p> <p>(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p>	<p>1 第2条(指定の特例)関係</p> <p>(1)~(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券(外国株券を除く。)に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3条第1項第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。)のうち最低の価格をいう。)に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であること」とあるのは「1(5)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。</p> <p>d (略)</p> <p>(3)の2 第3項の規定を上場市場変更申請に係る外国株券に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p>



- a (略)
- b 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日  
(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る第2四半期会計期間の末日)において第3条第2項第2号に適合していること。この場合において、3(3)e中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と読み替えるものとする。
- c 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る第2四半期会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。)のうち最低の価格をいう。)に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であること」とあるのは

- a (略)
- b 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日  
(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)において第3条第2項第2号に適合していること。この場合において、3(3)e中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」と読み替えるものとする。
- c 第3条第1項第4号及び第8号並びに同条第2項第3号の規定に適合していること。この場合において、同条第2項第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日)を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。)のうち最低の価格をいう。)に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額が40億円以上であること」とあるのは「1(5)の2

「1(5)の2 bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

d (略)

(4)~(9) (略)

(10) 第5項の規定を新規上場申請者(外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a (略)

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)d、e、eの3及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期連結損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第3条第1項第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

d (略)

(4)~(9) (略)

(10) 第5項の規定を新規上場申請者(外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a (略)

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)d、e、eの3及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) (略)

(b) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。)

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

(c)～(e) (略)

c・d (略)

## 2 第3条(指定基準)第1項関係

(1)～(3) (略)

## (4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る第2四半期会計期間の末日。cにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c (略)

(5)～(8) (略)

## (9) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号に掲げる財務諸表等及び四半期財務諸表等につき公認会計士又は監査法人の監査又は四半期レビューを受けていない事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期間がある場合には、当該事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期間を除くものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(8)aからcまで及びg(虚偽記載又は不適正意見等)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)b中「上場審査」とあるのは「指定審査」と、同取扱い2(8)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は四半期レビュー報告書」と、「意見の表明をしない」とあるのは「意見の表明をしない又は結論の表明をしない」と、同取扱い2(8)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)

(c)～(e) (略)

c・d (略)

## 2 第3条(指定基準)第1項関係

(1)～(3) (略)

## (4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日(一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。cにおいて同じ。)を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c (略)

(5)～(8) (略)

## (9) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号に掲げる財務諸表等及び中間財務諸表等につき公認会計士又は監査法人の監査又は中間監査を受けていない事業年度、連結会計年度、中間会計期間又は中間連結会計期間がある場合には、当該事業年度、連結会計年度、中間会計期間又は中間連結会計期間を除くものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(8)aからcまで及びg(虚偽記載又は不適正意見等)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)b中「上場審査」とあるのは「指定審査」と、同取扱い2(8)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)

は「四半期レビュー報告書」と、「「不適正意見」又は「意見の表明をしない」」とあるのは「「不適正意見」若しくは「否定的結論」又は「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」」と、同取扱い2(8)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。

3 第3条（指定基準）第2項関係

(1)～(3)（略）

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る第2四半期会計期間の末日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

社」と読み替える。

3 第3条（指定基準）第2項関係

(1)～(3)（略）

(4) 売買高

a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、直前事業年度の末日（一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日。cにおいて同じ。）を含む月の末日からさかのぼって6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。次のbにおいて同じ。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

b・c（略）

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号（同号ただし書を除く。以下fからhまで及びkからmまでにおいて同じ。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～k (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 第2条（指定替え基準）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号（同号ただし書を除く。）に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14 aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15 aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとなして取り扱うものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号（同号ただし書を除く。以下fからhまで及びkからmまでにおいて同じ。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～k (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 第2条（指定替え基準）第2項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号（同号ただし書を除く。）に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15 aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとなして取り扱うものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～m (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d～m (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>
<p>2 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14 aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15 aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>2 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い15 aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い15 aの2に規定する権利確定日等又は調査の日現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとみなして取り扱うものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い</p> <p>前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の</p>	<p>6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い</p> <p>前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の</p>

翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a～c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の金融商品取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日までとする。

(b) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日までとする。

翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a～c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄(上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者(以下このdにおいて「他市場上場会社」という。)である場合又は国内の他の金融商品取引所(以下このdにおいて「他市場」という。)の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併に係る株券提出期間満了の日の4日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の5日前の日)までとする。

(b) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の4日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の5日前の日)までとする。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。



優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い <u>14 a</u>の規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2～i（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い <u>15 a</u>の規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2～i（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>4 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い (債券特例第6条の3関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の3に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、<u>半期報告書又は四半期報告書</u>の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p>6 上場手数料及び年間上場料の取扱い(債券特例第9条関係)</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算(債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。)して支払うものとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>残存年数10年未満のもの 1銘柄につき 15万円</p> <p>残存年数10年以上のもの 1銘柄につき 20万円</p> <p>(a) <u>国債証券の上場手数料は、これを免除する。</u></p> <p>(b) 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>上場会社が発行するもの 1銘柄につき 5万円 ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは そのうち1銘柄は 5万円 その他の銘柄は1銘柄につき 2万5千円</p> <p>上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1銘柄につき 10万円 ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは</p>	<p>4 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い (債券特例第6条の3関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の3に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書<u>又は半期報告書の作成</u>に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。</p> <p>6 上場手数料及び年間上場料の取扱い(債券特例第9条関係)</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算(債券を上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。)して支払うものとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>残存年数10年未満のもの 1銘柄につき 15万円 <u>ただし、国債証券は1銘柄につき 5万円</u></p> <p>残存年数10年以上のもの 1銘柄につき 20万円 <u>ただし、国債証券は1銘柄につき 10万円</u></p> <p>(a) <u>国債証券の残存年数は、当該国債証券の第1回目の利払期日を基準とする。</u></p> <p>(b) 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月の末日(<u>国債証券については、当該国債証券の第1回目の利払期日前</u>)までに支払うものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(2) 年間上場料</p> <p>上場会社が発行するもの 1銘柄につき 5万円 ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは そのうち1銘柄は 5万円 その他の銘柄は1銘柄につき 2万5千円</p> <p>上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1銘柄につき 10万円 ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは</p>

そのうち 1 銘柄は 10万円

その他の銘柄は 1 銘柄につき 5万円

(a) 国債証券の年間上場料は、これを免除する。

(a)の2 年間上場料は、年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつを支払うものとする。

(b) ~ (e) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年 4 月 1 日から施行し、改正後の 6 の規定は、同日以後に到来する日を支払期日とする上場手数料及び年間上場料から適用する。

そのうち 1 銘柄は 10万円

その他の銘柄は 1 銘柄につき 5万円

(新設)

(a) 年間上場料は、年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつを支払うものとする。

(b) ~ (e) (略)